

沼田市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沼田市契約規則（平成17年規則第53号）第8条第1項に基づき、市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の競争入札に係る最低制限価格の設定等に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領に基づき最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する設計金額が130万円を超える建設工事及び1,000万円を超える測量、建設コンサルタント等業務（どちらも消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(建設工事における最低制限価格の算出方法)

第3条 建設工事における最低制限価格の算出方法は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「最低制限価格基礎額」という。）に0.995から、1.005の範囲内で無作為に決定した乱数（以下「ランダム係数」という。）を乗じた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別なもので市長が必要と認めるときは、10分7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とすることができる。

3 予定価格の算出において、発生材（有価物）の売却費が計上されている場合は、前各項により算出して得た額からその額を控除するものとする。

4 前各項により算出して得た最低制限価格基礎額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法)

第4条 測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法は、次に掲げる業種区分に応じ、最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた額とする。ただし、その額が、測量業務に係る契約については、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、建築関係の建設コンサルタント業務、

土木関係の建設コンサルタント業務、及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

ただし、当該業務において積算に技術経費を用いている場合は次のとおりとする。

- ⑤ 直接人件費の額

- ⑥ 直接経費の額
- ⑦ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額
- ⑧ 諸経費に10分の6を乗じて得た額

(6) 測量、建設コンサルタント等業務のうち以上の(1)から(5)の各号に該当しない業務以上の(1)から(5)の各号のうち積算体系が該当する業務に準じて算出した額

- 2 複数の対象業務を一の業務として複合して積算している場合(以下「複合業務」という。)には、個々の対象業務ごとに調査価格を算出し、それらの額の合計額を当該複合業務の最低制限価格基礎額とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、特別なもので市長が必要と認めるときは、第1項第1号については、予定価格に10分の6から10分の8.2、第2号、第3号、及び第5号については予定価格に10分の6から10分の8、第4号については、3分の2から10分の8.5の範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格基礎額とすることができる。
- 4 前各項により算出して得た最低制限価格基礎額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されている旨を周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表は、入札結果の公表時に行うことができるものとする。

(準用)

第7条 第2条から第6条までの規定は、随意契約においてこれを準用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月18日から施行し、同日以降に市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。